

平成30年度第4回京都市環境影響評価審査会

【 摘 錄 】

日 時：平成30年11月7日（水） 14：00～16：00

場 所：職員会館かもがわ 3階 「大多目的室」

出席委員：板倉豊委員、上田佳代委員、笠原三紀夫委員、小坂浩司委員、柴田昌三委員、東野達委員、徳地直子委員、山田悦委員（8名）

欠席委員：青野正二委員、大久保規子委員、勝見武委員、竹見哲也委員、建山和由委員、松田法子委員、安田龍介委員、（7名）

事務局：中村環境技術担当部長、濱口環境管理課長、桑江環境評価・生物多様性係長
大森交通環境対策係長、近藤担当、菅野担当

事業者：住友商事株式会社 他2社

京都市上下水道局

資料1 第10次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料2 「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画」及び「京都市上下水道局南部拠点整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

参考資料 質問書（写）

議題：① 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案について（質問及び審議）
② 京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案について（質問及び審議）

議事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

— 摘 錄 —

事務局 現在、8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、総数15名の3分の1を超えており、本審査会が成立していることを報告する。

事務局 それでは、議題「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案」について質問を行う。

< 質問 >

事務局 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案について、環境配慮の観点からの意見を求める。

笠原会長 質問をお受けした。

事務局 続いて、議題「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」について質問を行う。

< 質問 >

事務局 京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案について、環境配慮の観点からの意見を求める。

笠原会長 質問をお受けした。

事務局 以降の議事進行は、笠原会長にお願いしたい。

笠原会長 それでは、「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案」についての審議に移る。

事業者A（住友商事株式会社）（以下「事業者A」という。）には、配慮書案についての説明をお願いする。

事業者A < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠原会長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

上田委員 第1案、第2案ともに自治会活動スペースの北側に設備機器が配置されているが、何か理由があるのか。

事業者A 設備機器については、ホテルの用途と自治会活動の用途に分かれている。
自治会活動スペースの設備機器に関しては中に入れるのは困難であり、周辺に配慮し、この場所に配置する計画である。

上田委員 北側に民家はあるのか。景観や騒音について影響はないのか。

事業者A マンションがある。景観については影響がないと考えている。騒音についても、ホテルと比較し容量が少ないため、影響は小さいと考えられる。

笠原会長 設備機器とあるのは、空調機器だけを意味しているのか。

事業者A 空調機器について比較している。

板倉委員 ホテルなので、厨房もあると考えられるが、排気ダクト、ポンプ、送風機等が設置されるのではないか。

事業者A それらの機器に関しては建物の地下に設置する予定であり、排気ダクトに関しては屋根まで繋がる予定である。影響が小さく、複数案で差も出ないので空調機器のみを比較した。

板倉委員 自治会活動スペースの設備機器は、用途地域でいうと近隣商業地域と第二種住居地域の境界に設置されているが、第二種住居地域の基準を守るような防音壁などを作る予定はあるか。

事業者A 騒音で隣地に影響がないよう対処するため、継続的に検討する。

小坂委員 配慮書案p58の「出来る限り」とはどういうことか。現時点でもらかなことがあるなら、はっきり記載することはできないのか。

事業者A 空調機器以外に関しては、基本的には建物の中に入れる予定である。しかし、今後設計を進めるうちに外に置かなければならない機器が出てくる可能性もあるため、このような表現にしている。
なお、大きな機器が外に出てくることは想定していない。

東野委員 駐車場はできるのか。

事業者A 敷地内に1台分のみ平面で作る予定である。

東野委員 大型バスで宿泊者が来た場合、住民とのトラブルが想定されるが、何か対策はあるか。

事業者A ターゲット客層として大型バスでの利用者については想定しておらず、具体的な対策については検討していない。今後必要に応じてホテルのオペレーターと協議していきたい。

東野委員 その他に自家用車で来られる方もいると考えられるが、その点も踏まえたうえで駐車スペースの面積を決められたのか。

事業者A 基本的に宿泊者にはHP等において、交通機関で来るよう周知する予定である。

柴田委員 地象や水象等について、鴨川という大きなスケールではなく、計画地付近であれば白川があるので、そういったスケールで、検討しなければならないのではないか。建物の存在そのものが、近接する周辺部に与える影響について、配慮書案ではあまり検討されていないようだが、いかがか。

例えば、今回の計画地の南には青蓮院があり、東には粟田神社などがあるが。

事業者A 建物に関しては低層に抑え、またセットバックすることで周辺に対する影響が小さくなるように配慮している。

柴田委員 敷地内を緑化することにより生物多様性の観点から生態系の保全に寄与するとあるが、生物多様性が過ぎると逆にイノシシが出てしまう可能性もあり、市民や宿泊者が危険にさらされる恐れがある。その点も配慮して事業を進めてもらいたい。

山田委員 地域のコミュニティースペースに使われるとのことだが、地域の同意は得られているのか。

事業者A 地域の方々とは半年以上協議を重ねており、概ね現状の計画で同意を得ている。ホテルのオペレーターもその点については理解しており、地域と一体となったホテル運営を目指している。

山田委員 地域には、賑やかな方がいいという人もいれば、静かな方がいいという人もおり、騒音について問題になりかねないが、そういった配慮についてはいかがか。

事業者A 地域の活動スペースについては、小学校の跡地であり、もともと継続的に地域の方が使用しているため、問題はないと考える。

山田委員 自治会と協議し、合意も取っているということか。

事業者A 明確に合意までは取っていないが、概ね方向性については了解をいただいている。今後、三者による覚書の締結という手続で、正式に合意をとる予定である。

山田委員 緑化についてもしっかりと行ってもらいたい。

笠原会長 配慮書案p3の高度地区に15mと記載があるが、これはどういう意味なのか。p2の「建築物の高さ：19m」と齟齬がないか確認したい。

事業者A p2の19mは、搭屋を含め、建築物の見える部分全てを含めた高さを表している。京都市の高度地区の考え方では、15mは軒の高さを表しており、こちらの基準は問題なく満たしている。

笠原会長 工事の配慮の中で、安全に対する配慮の記載がない。多くの工事車両が通ることが想定され、通学時の安全面等に配慮していただきたい。

事業者A 承知した。

笠原会長 ここで、次の2点について各委員に確認したい。「配慮書案の複数案の設定」及び「環境影響要素の選定」について、今回の案で特に問題はないか。

(委員一同了承)

笠原会長 治自会活動スペースが地域の行事に使われるとのことだが、ホテルの宿泊者への朝の騒音は問題ないか。

事業者A 宿泊者が予約される際には周知を徹底する。
また、宿泊者は基本的に、日中は観光し、夜に戻ってくると考えられるため、問題はないと考えている。

徳地委員 治自会活動スペースとなると、何かあった際に避難してくることも考えられるが、その際の配慮はなされているのか。

事業者A 現在、治自会が持っている備品類を保管する倉庫については、協議し、作る予定である。
ホテルについても避難者の受け入れ態勢を整える予定である。

徳地委員 電気が停まった際に、市民の方はトイレ等に困ると思われるが、その点に関する配慮も何かあるか。

事業者A 災害時の受け入れ態勢については、今後協議し、進めていきたいと考えている。

笠原会長 他に御意見はないか。意見がないようなので、事業者の皆様には退室いただく。

< 事業者A退席 >

笠原会長 それでは、議題「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案についての審査」に移る。
京都市上下水道局（以下「事業者B」という。）には、配慮書案についての説明をお願いする。

事業者B < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠原会長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

柴田委員 評価結果のまとめの「大気質・騒音・振動」について、3案とも同程度であるため「-」であるが、同程度に「○」であるのか、同程度に「×」であるのか、示さなくてもよいのか。建物の形状が異なるため、少なからず違いはあると考えられるが。

事業者B 「○」や「×」という考え方ではなく、あくまで3案とも同程度であると考えており、建物の形状の違いによるわずかな差については、検討していない。

柴田委員 3案を比較する必要はなかったということか。

事業者B 大きくは景観と日照阻害について比較検討を行っており、今回3案で評価を行っている。

小坂委員 現状と比較すると、応急貯水槽が2つになっている割に、応急活動スペースが小さくなっているように感じるがいかがか。

事業者B 1,000m²あれば応急給水活動ができると考えており、案1を見ると活動スペースが小さく感じるかもしれないが、これで1,000m²は確保できている。

上田委員 計画の目的に、「市内南部エリアを所管する水道・下水道の事業所を集約させ」とあるが、複数ある事業所を集約するという理解でよいか。

事業者B そのとおりである。

上田委員 集約後、各事業所はどうなるのか。

事業者B まず、新庁舎については、京都駅の八条口の本庁舎の本庁機能、南部エリアを所管する水道管路の維持管理部署及び下水道管路の維持管理部署を集約する予定である。
空いた場所については、可能な限り有効活用をしていく予定だが、具体的な活用方法については未定である。

徳地委員 今回3案ありそれぞれ面積が異なるようだが、全ての案で施設の必要面積を満たしているのか。

事業者B 3案とも必要面積を満たしている。
上下水道局の必要な延べ床面積は16,700m²であり、また敷地面積が8,500m²あれば上下水道局の事業は成り立つ。
敷地面積8,500m²に対して最大の容積で建てた場合、必要な面積に加え、余分な床面積を貸付け等で有効活用することができると考えている。

板倉委員 配慮書案p51にアスベストの配慮について記載されているが、現存の自動車修理工場と耐久試験場についてはしっかりと調査を行うことを重ねてお願いする。

事業者B 承知した。

山田委員 今回の事業所での応急給水活動は重要であると考えられる。
ここで、第1案と第3案は北側に配置され、第2案は東側に配置されており、車両の出入りによる北側と東側に対する影響に差があると考えられるが、いかがか。

事業者B 計画地の北東側と東側に民家があり、どちらの案でも影響はある。
影響の少ない油小路通の西側から入り、同様に油小路通から出していくなど、周辺への配慮については今後検討していく。

山田委員 過去にPCBを使用していた可能性があるという話があったが、これから土壤汚染について調査していくのか。

事業者B 土壤汚染調査については、現在表層調査及び詳細調査を実施している。

笠原会長 配慮書案p8において「計画地から半径50m」とあるが、「半径500m」の誤りではないか。

事業者B 半径50mである。なお、半径500m以内の範囲についても学校や病院等の配慮が必要な施設は存在しない。

笠原会長 配慮書案p12以降に道路交通騒音の実測値のデータが記載されており、この出典の年度がバラバラであるが、なぜ全て最新のデータではないのか。

事業者B 調査については毎年位置を変えて実施しており、計画地に一番近いところの最新のデータを掲載している。

笠原会長 今回の配慮書案で選定された環境要素について、大気環境が環境要素として重要であると選定したが、結果に差がなかったというのは腑に落ちないが。
ここで、次の2点について各委員に確認したい。
「配慮書案の複数案の設定」及び「環境影響要素の選定」について、今回の案で特に問題はないか。

(委員一同了承)

笠原会長 その他何か意見はないか。
それでは、本日の審議はこれにて終了とする。マイクを事務局にお返しする。

16:00 終了